

学 則

(平成29年4月1日より施行)

学校法人 一川学園
専門学校 越生自動車大学校

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は教育基本法に則り、学校教育法及び関係法令の定めにより、工業系技術者教育を通じて職業人としての有為な人材を育成する。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 越生自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県入間郡越生町上野東 1 丁目 3 番地 2 に置く。

第 2 章 課程及び組織、収容定員、修業年限、休業日等

(課程、組織、収容定員及び修業年限)

第 4 条 本校の課程及び組織ならびに修業年限は次の通りとする。

課程	分野	学 科	昼夜の別	総 定 員	入学定員	修業年限	始業及び終業時刻
専門課程	工業	一級自動車整備科	昼	20	10	2	別途定める
		自動車整備科 一級自動車整備士コース 二級自動車整備士コース	昼	160 (20) (140)	80 (10) (70)	2	
		情報システム科 情報工学コース ビジネスコース	昼	20 (10) (10)	10 (5) (5)	2	

(学年及び学期)

第 5 条 学年の始期は何れも 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

学年(学期)、は次の通り区分する。

2 学期制

前 期 4 月 1 日～9 月 30 日

後 期 10 月 1 日～翌年 3 月 31 日

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次の通りとする。ただし、校長は特に必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日。
- (3) 開校記念日 11 月 14 日
- (4) 春季休業日 4 月 1 日～4 月 7 日
- (5) 夏季休業日 7 月 26 日～8 月 31 日
- (6) 冬季休業日 12 月 25 日～1 月 7 日
- (7) 学年末休業日 3 月 25 日～3 月 31 日
- (8) 土曜日

第3章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第7条 本校の入学資格は次の通りとする。

一級自動車整備科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業生及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者で、2級ガソリン及び2級ジーゼル自動車整備士の資格を有する者。(全部免除者となる要件を満たす者を含む、但し入学後6ヶ月以内に合格証書の交付を受けなければならない)

自動車整備科、情報システム科

高等学校又は同等と指定された専修学校高等課程卒業生及び、大学入学資格試験に合格した者、高等学校卒業程度認定試験に合格した者、その他本校においてこれと同等以上の学力があると認めた者。

(入学志願手続)

第8条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書及びその他必要書類に受験料を添え、期日までに提出すること。

(入学許可申請手続)

第9条 入学のための選考試験に合格した者は、本校所定の入学手続書類を指定した期日までに、入学金及び定められた納付金を添えて提出し手続きを完了すること。

(入学許可)

第10条 入学は、前条の入学許可候補者の手続を完了した者に対して校長が許可する。

(転入学)

第10条2 情報システム科への転入学を希望する者がある場合は、学習の進度が同程度であり、かつやむを得ない事情があると校長が認めた場合には、選考の上許可することができる。

2. その他選考に関する必要事項は、校長が別に定める。

(入学手続)

第11条 入学を許可された者は保護者及び保証人連署の上、在学保証書を所定の期日までに提出すること。

2. 前項に規定する保護者は、父母又は近親者で生徒を監督するのに適当な者であること。

3. 第1項の保証人は独立の生計を営む成人であること。

4. 保護者又は保証人が死亡又は前3項に規定する要件を満たさなくなったときは、改めて在学保証書を提出すること。

(履修方法)

第11条2 履修方法に関し必要事項は、校長が別に定める。

(学習の評価)

第11条3 学習の評価は、講義については出席状況、授業態度並びに学力試験に

より、実習については実習報告及び平素の成績により行う。

2. 学力試験は、各科目毎に行う定期試験とし、校長が必要と認めるときは臨時に試験を行うことができる。

(課程修了の認定)

第11条4 各学年の課程の修了は、出席状況と学習の評価に基づいて学年末に認定する。

2. 前項による認定の方法は、校長が別に定める。

(原級留置)

第11条5 各学年の所定の課程を修了することができなかつた生徒について教育上必要があるときは、校長は原級に留め置くことがある。

(退学)

第12条 退学を希望する者は、その理由を明示した退学願に保護者、保証人連署の上、保護者が、学校長に願い出て許可を受けること。

(長期欠席及び休学)

第13条 病気、その他1週間以上欠席する者は、病気による者にあつては医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて保護者から届け出ること。病気その他やむを得ない理由で2ヶ月以上登校の見込みがなく休学を希望する者は、その事由を明記し前記に準じて保護者、保証人連署のうえ、休学願いを提出して校長の許可を得ること。

(復学)

第14条 前項の規定により休学中の生徒が1年以内に復学を希望するときはその事由を明記し、病気による休学の場合は医師の診断書を添えて保護者及び保証人連署の上、復学願を提出し学校長の許可を得ること。

(出席停止)

第15条 伝染病又はそのおそれがあるとき、その必要があると認めるときは、その生徒に対して学校長は出席停止を命ずることがある。

(欠席、遅刻及び早退)

第16条 病気、その他で欠席、遅刻又は早退するときは、所定の様式により届け出ること。

(卒業)

第17条 平素の成績、出席状況及び定期試験によって本校の全教育を履修したと校長が認めた者に対しては卒業証書を授与する。その場合学納金は完納してあること。

2. 病気、その他やむを得ない理由で定期試験の受験ができなかつたときは必要に応じて追試験を行うことがある。追試験は有料とする。

第18条 一級自動車整備科、自動車整備科の卒業生は、国土交通省の定める養成施設の指定により、2年間は自動車整備士に関する実技試験が免除される。

2. 一級自動車整備科の養成の種類は、1級小型自動車整備士とする。

3. 自動車整備科の養成の種類は、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士及び2級二輪自動車整備士とする。

第18条2 専門課程 自動車整備科・情報システム科の卒業者に対し、専門士の付与に関する規定(平成6年6月21日 文部省告示第84号)に基づき、工業専門課程の専門士の称号が与えられる。

第4章 教育課程、授業時間数及び教職員組織

(教育課程、授業時間)

第19条 本校の教育課程及び授業時数は別表のとおりとする。

(教職員組織)

第20条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員

課程	専門課程
教員	8名以上
講師	2名以上
合計	10名以上

(3) 事務職員 2名

(4) 校医 1名

2. 校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第5章 褒賞・懲戒

(褒賞)

第21条 学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対してはこれを表彰する。

(懲戒)

第22条 生徒の本分に反する行為があったときは、別に定める内規により懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓告、戒告、謹慎、停学、及び退学とする。それらの決定については、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 学力又は技能がはなはだしく劣等で成業の見込みがないと認められたとき。

(3) 正当な理由もなく、出席常でないとき。

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒の本分に反したとき。

(5) 不当な生徒運動に参加した者、又は扇動した者。

4. その他の懲戒については別に定める内規による。

第6章 入学金及び授業料

(納付金)

第23条 本校の入学金及び授業料等は次の通りとする。

課程	科名	入学金	施設設備費(1年次)	授業料(年額)	実習費(年額)
専門 課程	一級自動車整備科	300,000	250,000	468,000	318,000
	自動車整備科	300,000	250,000	468,000	270,000
	情報システム科	300,000	250,000	468,000	234,000
	施設設備費(2年次4月納入、年額) 250,000		その他の納入金については別途定める		

2. 入学検定料は、20,000円とする。
3. 校長が必要であると認めた場合、納付金は別途に定めるとおり減免することができる。
4. 授業料、実習費等恒常的な納付金は、1年間を3期に分けて3月、8月、12月に、納入するものとする。
5. 在籍中の生徒の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに所定の方法で納入すること。
6. 既納の生徒納付金は返還しない。
ただし、休学期間中は、授業料を免除する。また、退学者については、退学以後の前払い授業料は返金する。
7. 正当な理由なく納付金を3ヶ月以上滞納した生徒に対しては、出席停止又は除籍することがある。

第7章 補則

(身上事項の異動の届け出)

第24条 生徒、保護者及び保証人の住所、氏名等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

付 則

1. この学則は、昭和37年9月20日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な細則は、設置者及び校長が別に定める。
3. この学則は、昭和58年4月1日から改正施行する。
4. この学則は、昭和62年4月1日から改正施行する。
5. この学則は、昭和63年4月1日から改正施行する。
6. この学則は、平成元年4月1日から改正施行する。
7. この学則は、平成2年4月1日から改正施行する。
8. この学則は、平成3年4月1日から改正施行する。
9. この学則は、平成5年4月1日から改正施行する。
10. この学則は、平成6年4月1日から改正施行する。
11. この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。
12. この学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

(高等課程 機械科 平成7年度生に係る履修科目及び時間数の変更)

13. この学則は、平成9年4月1日から改正施行する。

第23条の規定にかかわらず、平成9年3月31日以前に入学した者について

は、なお従前の例による。

14. この学則は、平成10年4月1日から改正施行する。
15. この学則は、平成12年4月1日から改正施行する。
ただし、平成12年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
16. この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。
ただし、平成13年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
17. この学則は、平成13年4月1日から改正施行する。
ただし、平成13年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
第18条及び第18条2第2項については平成13年3月16日から改正施行する。
18. この学則は、平成15年4月1日から改正施行する。
ただし、平成15年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
19. この学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
ただし、平成18年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
20. 高等課程廃止については平成18年10月1日から改正施行する。
又、専門課程・自動車整備科の名称変更（自動車整備科→二級自動車整備科）については平成19年4月1日から改正施行する。ただし、平成19年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
21. この学則は、平成20年4月1日から改正施行する。
ただし、平成20年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
22. この学則は、平成21年4月1日から改正施行する。
ただし、平成21年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
23. この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。
ただし、平成22年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。
校名変更については、平成22年3月卒業生より適用する。（平成22年3月卒業生は『専門学校 越生自動車大学校』卒業となる。）
24. この学則は、平成24年4月1日から改正施行する。
25. この学則は、平成24年10月26日から改正施行する。第19条（教育課程・授業時間）に定める別表「自動車整備科」については平成21年度入学生から適用する。
26. この学則は、平成25年4月1日から改正施行する。

27. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者については、なお従前の例による。(第 23 条 入学金及び授業料)

28. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。
(第 4 条 課程、組織、収容定員及び修業年限)

専門学校越生自動車大学校 細則

(目的)

第1条 本細則は、専門学校越生自動車大学校学則実施に必要な事項を認める。

(卒業・進級判定及び成績評価基準)

第2条 卒業進級についての取扱いは次の通りとする。

(1) 卒業(修了)の認定は、履修すべき全科目の習得が認定された者に対して行う。

(2) 進級の認定は、当該年度の履修すべき全教科目の習得が認定された者に対して行う。

(3) 各教科目の習得は、当該科目の出席状況及び学習成績を勘案して行い、これらは全て修了、進級判定会議で決定する。会議は学校長を含め全職員で行い、会議の記録を残しておく。

(4) 出席状況の把握は、出欠表(出席簿)によって行い、一級自動車整備科、自動車整備科は、出席時間数が本校で定める教育内容別時間数の80%以上、実習は90%以上の出席でなければ単位習得を認定しない。また、実習・学科とも国土交通省で定める教育科目別の標準時間を上回ること。

なお、情報システム科においては、学科・実習共、出席時間数は本校で定める教育科目別時間数の85%以上でなければならない。

2. 出席時数の不足の理由が止むを得ない結果であり、職員会議等で補習を認めた者に対しては、当該科目について補習授業を行うことが出来る。

3. 補習の実施に関しては、「補習に関する内規」参照のこと。

(5) 学科における成績の判定は、定期試験結果に評価点を加味するものとし、その成績の配分比重は、以下のように配分して考査するものとする。

① 試験獲得点 (全体の80%)

② 評価点 (同20%)

2. 前項の評価点の成績算定項目については、職業教育における人間性教育を評価の観点とし、出欠状況・授業態度・提出物の出来栄え・各種小テスト等とする。その比重等については、履修科目の内容・特色等に合わせ、適宜変えることが出来ることとするが、公平かつ論理的に説明できるものとしなければならない。

3. 定期試験は次により行う。

(1) 前期試験 9月に実施する

(2) 後期試験 2月に実施する

(3) 追試験 病気等止むを得ない理由で受験出来なかった者に対して実施する事が出来る。

(4) 再試験 不合格の科目がある者に対して実施することが出来る。

4. 試験にあたり、学科試験にあつては国家検定試験のレベルに準ずるものとする。

5. 試験については、その問題と結果を記録し残しておく。
 6. 追試験、再試験の手続きその他の事項は次により行う。
 - ① 追試験を受けようとする者は、所要事項を記入して申し出る。
 - ② 再試験の合格点は 60% 以上とし、学習評価は「可」とする。
- (6) 実習における成績の判定における配分比重は、以下のように配分して考査するものとする。ただし、配分比重は内容に応じて適宜かえることができるが、公平かつ論理的に説明できるものとしなければならない。
- ① 実技試験の成績（全体の 70%）
 - ② レポートの仕上げ等（同 20%）
 - ③ 出席状況・授業態度等（同 10%）

2. 試験については、その内容と結果を記録し残しておく。
- (7) 評価の基準は次のとおりとする。
- ① 評価は、各科目修了時に行うものとし、各期の成績をもとに行う。
 - ② 通期実施の科目の評価は、各科目修了時に各期の成績を統合して行う。
 - ③ 成績と評価の関係は次表の基準にしたがって区分する。

【一級自動車整備科・自動車整備科】

成績	評価	評価の内容
100点～85点	優	当該科目の学習が特に成績優秀な者
84点～70点	良	成績やや良の者
69点～60点	可	成績中間をやや下回る者
59点～0点	不可	成績の劣る者

【情報システム科】

成績	評価	評価の内容
100点～85点	優	当該科目の学習が特に成績優秀な者
84点～65点	良	成績やや良の者
64点～45点	可	成績中間をやや下回る者
44点～0点	不可	成績の劣る者

- ④ 学習評価「可」以上の者を合格とする。
- (8) 卒業（修了）または進級の認定が行われなかった者については、認定されるよう期限を定め、善処するよう指導すること。
2. 期限は、原則として1年次は学年末（3月末日）、2年次は卒業式の前日までとする。

(補 習)

第3条 補習についての取扱いは次の通りとする。

(1) 補習は原則、夏季休業中、冬季休業中、学年末休業中の3回行う。

学科、実習ともに、本校の定める教育科目別時間数に対する欠席限度時数を超えた場合、超過時間数分の補習をしなければならない。

(2) 補習については原則、有料とし、1時限当たり1000円とする。

なお、払い込みは本校事務室を通して行い、担当者に払い込み確認書を提出・確認後、補習日を設定し、補習を実施する。

※ ただし、以下の場合、医療機関発行の診断書、保護者の理由書(嘆願書面)等の提出により、学内にて協議のうえ補習を無料実施することがある。

- ・出席停止に該当する疾病等(インフルエンザ等)
- ・疾病、怪我等による入院、退院後の通院等(含む、リハビリ)
- ・上記のほか、学内にて協議のうえ、相当と認められる場合

(3) いかなる事由(上記内容を含む)においても、当該年度末日までに終了不可能な補習時間数となる場合、補習は実施しないこととする。

(4) 欠席時間数の管理は教科担当が行ない、担任が確認する。また、補習は原則として教科担当が行う。

(5) 授業開始から15分までを遅刻とし、遅刻3回で欠席1時間の扱いとする。(遅刻1,2,3回は欠席1時間、4,5,6回は欠席2時間とカウントする。)

(6) 授業を35分以上受け、授業終了前に退室した場合、早退とし、遅刻1回と同様の扱いとする。

[補則]

・一級自動車整備科・自動車整備科においては、出席時間数が本校で定める教育内容別時間数に対し、学科は80%以上、実習は90%以上の出席でなければならない。

また、学科・実習とも、いかなる場合においても、国土交通省で定める教育科目別の標準時間を上回ること。

・情報システム工学科においては、学科・実習共、出席時間数は本校で定める教育科目別時間数の80%以上でなければならない。

(卒業時表彰)

第4条 卒業時表彰は次の通りとする。

(1) <表彰名>

学校長賞

(社)日本自動車整備振興会連合会(日整連)会長賞

(財)職業教育・キャリア教育財団理事長賞

<対象人数> 1名

<対象者> 本校卒業見込者

<選考方法> 各学科 学年成績総合1位の学生の中から、人物や取り組み姿勢など総合的に判断し選出する

(2) <表彰名>

成績優良賞(一級自動車整備科)

全国自動車大学校・整備専門学校協会(JAMCA)会長賞

<対象人数> 1名

<対象者> 一級自動車整備科卒業見込者であり、かつ学校長賞未受賞者

<選考方法> 学年成績総合1位の学生、もしくは1位の学生が校長賞を受賞した場合は2位の学生

(3) <表彰名>

成績優良賞(自動車整備科)

全国自動車大学校・整備専門学校協会(JAMCA)会長賞

<対象人数> 1名

<対象者> 自動車整備科卒業見込者であり、かつ学校長賞未受賞者

<選考方法> 学年成績総合1位の学生、もしくは1位の学生が校長賞を受賞した場合は2位の学生

(4) <表彰名>

成績優良賞(情報システム科)

(社)埼玉県専修学校各種学校協会会長賞

<対象人数> 1名

<対象者> 情報システム科卒業見込者であり、かつ学校長賞未受賞者

<選考方法> 学年成績総合1位の学生、もしくは1位の学生が校長賞を受賞した場合は2位の学生

(5) <表彰名> 努力賞

<対象人数> 3名以内

<対象者> 一級自動車整備科、自動車整備科、情報システム科の卒業予定者より各1名、かつ(1)(2)(3)の受賞者以外の学生

<選考方法> 各クラス担任の推薦により選出

(6) <表彰名> 皆勤賞

<対象人数> 該当者全員

<対象者> 2 ヶ年を通じて遅刻早退欠席がない者。

注①：(忌引き、交通事情、感染症等により) 学校がやむをえず
公欠と認めた場合などは除外する

注②：ホームルームの時間も遅刻早退の対象とする

(7) <表彰名> 精勤賞

<対象人数> 該当者全員

<対象者> 欠席が1日以内の者、並びに遅刻・欠課3回以内の者

(欠席、遅刻、早退、出席停止、公認欠席、忌引等の取り扱い)

第5条 欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等についての取扱いは次の通りとする。

- (1) 欠席、遅刻、早退しようとするものは、事前に届け出なければならない。やむを得ない時は事後速やかに手続きをする。
- (2) 次の場合は出席停止とする。
医師に学校感染症(第一種、第二種、第三種で認める疾病)と診断され、かつ医師の診断書、または学校指定の「登校開始許可証明書(治癒証明書)」【資料1】を学級担任に提出した場合
- (3) 次の場合は公認欠席とする。ただし、目的地が遠隔地であり往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。
 - A. 就職試験やそれに準ずるもの、及び就職内定後企業から指定された行事への参加等
 - B. 普通自動車等運転免許試験
 - C. 裁判員制度により裁判員(20歳以上)に選出され、それを証明するものを学級担任に提出した場合
 - D. その他校長が定めた場合
- (4) 学生の慶弔等に関する取扱いについては、次の通りとする。ただし、目的地が遠隔地であり往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。
 - A. 結婚

一親等二親等(兄、姉)	1日
-------------	----
 - B. 忌引

一親等血族(父・母)	5日
二親等血族(祖父母・兄弟姉妹)	3日
二親等姻族(兄嫁姉婿)	1日
三親等血族(曾祖父母、叔父叔母、甥、姪)	1日

(災害対応)

第6条

(1) 登校前

- ① 午前6時の時点で、東武東上線及び越生線、2路線のいずれかが止まっている場合は自宅待機とする。
- ② 午前6時30分までに警報が解除され、上記2路線の運転が再開した場合、平常授業とする。ただし、警報が解除されても上記2路線の運転が再開されない場合は、生徒は自宅待機とする。以下は③に準ずる。
- ③ 午前6時30分までに警報が解除されない場合、生徒は自宅待機とし、学校からの指示（HP及びクラス担任からの連絡）を待つ。
- ④ 居住地域に警報が発令されている、通学上必要な交通機関が麻痺している場合、該当生徒は自宅待機とする。この場合、必ず学校に連絡すること

(2) 登校中

自宅を出た後、警報が発令・交通網の乱れが生じた場合は、状況を確認し、安全な場所に避難したり、帰宅したりする。警報が解除され、安全が確保できた場合は登校する。

(3) 登校後

通学後、警報が発令・交通網の乱れが生じた場合、もしくは校長または副校長または教育部長が状況を鑑み必要と判断した場合は、授業を中止とし、速やかに帰宅し、自宅学習とする。

(職員会議)

第7条

1. (目的)

職員会議は校長が招集し校務に関し諮問その他重要事項のついて審議し、又は職員相互の伝達、連絡、調整などを行うものとする。

2. (構成)

職員会議は校長、副校長、教頭、専任教員、事務職員をもって構成する。但し、非常勤教員、連絡、調整などを行うものとする。

3. (議案)

議案は業務分掌による担当者によって議長に上提し、必要とされる資料について出来る限り会議の前日までに議長に提出し、予告するようにする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

4. (議長)

議長は校長が任命する。議長の務めは、学校の運営に必要と判断される議題を適時職員会議に提案する。

5. (定例)

会議は原則として毎月1回行う。但し、都合によりこれを変更しあるいは、臨時に行う。

6. (議事録)

会議の議事録は定められた係が記録し、校長、議長が確認し欠席者に回覧して保管する。

(懲戒)

第8条 本規定は、本校学則(第22条 懲戒)に基づき、学校教育法の外、関係法規に基づき、非行に対して懲戒を行う場合、公平かつ適正を期するために基準を定めた内規とする。

1. 本規定を適用すべき生徒「以下【学生】とする」の調査には、学生課長、学科長、学生の所属するクラスの担任(副担任)があたり、調査報告書を作成する。
(調査及び報告)
2. 第1項の調査報告書に基づき、副校長、教育部長、学生課長が中心となり、調査を行った教職員と共に処分原案を作成し、職員会議の審議を経て、校長の承認を得る。(原案作成・承認)
3. 懲戒は、訓告・戒告・謹慎・停学・退学の5種とし、戒告以上の執行にあたっては、保護者、又は保証人を召喚し、学科長及びクラス担任(副担任)立会いのもとに、校長はその学生に訓戒を与える。
4. 訓告は、当該学生本人を召喚し、校長より訓戒を与える。
5. 戒告は、当該学生本人とその保護者を召喚し、校長より訓戒を与える。
6. 謹慎は、家庭謹慎と学校謹慎の2種として、家庭謹慎は休日を通算して3日以内として、登校を停止する。学校謹慎は、原則として早朝・放課後に課題学習・清掃作業(奉仕作業)等を行う。謹慎の執行にあたっては、校長はその学生に訓戒を与える。その日数(期間)はその都度定める。
(2)家庭謹慎の日数の全てを欠席及び欠時扱いとする。
7. 停学は、有期停学と無期停学の2種として、有期停学は休日を通算して4日以上以上の登校を停止する。無期停学は、休日を通算して10日以上以上の登校を停止し、校長がその処分を解くまで登校を停止する。停学の執行にあたっては、校長はその学生に訓戒を与える。担任は
(2)学生の状況により、通常教室ではない別室での登校指導をすることができる。
(3)停学日数の全てを欠席及び欠時扱いとする。
8. 退学は、放校処分又は諭旨退学とする。
9. 退学・停学・謹慎・戒告・訓告を行った場合は、担任はその旨を指導要録に記載する。
10. 退学を除く懲戒処分を受けた学生には、日記・反省文等を必要によって書かせる。又、クラス担任は適時家庭訪問等を行い、家庭との協力のもとに指導にあたる。
11. 各種の指導については、指導担当者と学生課長・学科長・クラス担任(副担任)とよく連絡連絡を取り、学生の状況を把握することとする。また、解除後においても必要に応じ、相当の特別指導を実施する。

12. <付則>

- (1) 懲戒処分を受けた後、再び非行を繰り返した場合、当該行為の停学期間に必要な期間を加算する。但し、懲戒処分を受けた後1年間以上経過している場合には加算期間を配慮する。
- (2) 指導状況により、指導期間を変更することができる。

(入学時奨学制度に関する規定)

第9条 本校入学時に適用する奨学制度（以下「本制度」という）について、次のように規定する。

1. (目的)

本制度は、目的意識を持ち修学意欲の高い学生を支援するために制定する。

2. (種類)

本制度は次の7つとする。

- ① 指定校推薦奨学制度
- ② AO入試奨学制度（第1期）
- ③ 姉妹校、及びグループ校奨学制度
- ④ 本校自動車整備科から一級自動車整備科への内部進学者奨学制度
- ⑤ 学校法人一川学園在勤者関係者への奨学
- ⑥ 学校法人一川学園卒業者及び在学生の兄弟、子供への奨学

3. (適用基準と奨学内容)

第2条に挙げているそれぞれの制度の適用基準と奨学内容は、別表1「奨学制度の基準と内容」の通りとする。なお、奨学制度は、重複して適用することが出来ないものとする。

4. (決定方法)

本制度が適用される学生の決定については、第3条の基準を満たし、かつ本校の入学試験に合格したものとする。

5. (途中解除)

本制度が適用された学生において、入学後に次の各項のいずれかに該当した場合は、奨学を解除する。

- ① 入学願書をはじめとする入学時書類及び面接等の入学試験において、虚偽の申告や不正が発覚した場合
- ② 入学後、学生指導上に問題があった場合
- ③ 入学後、公序良俗に反する行為をした場合

6. (その他)

本規定に定めが無い場合でも、天災、社会情勢や経済状況の変化、及び本校の経営状態の変化等を考慮したうえで正当な理由があり、理事長かつ校長が妥当と判断した場合においては、この限りではない。

(入学時奨学制度に関する規定)

第10条 本校入学時に適用する奨学制度（以下「本制度」という）について、次のように規定する。

別表 1 【奨学制度の基準と内容】

項 目	奨 学 基 準	奨 学 内 容
指定校推薦制度	本校が指定する高校を卒後見込の若干名において、評定平均 2.7 以上、欠席日数 30 日以内、在籍学校長の推薦が受けられる者	入学金より 10 万円免除
AO 入試制度（第 1 期）	AO 入試（第 1 期）を受験し、指定期日までに出席した者	入学金より 5 万円免除
姉妹校、及びグループ校奨学制度	① 清和学園高校、武蔵越生高校を卒業見込みの者 ② ①の条件を満たし、かつ AO 入試（第 1 期）を受験し、指定期日までに出席した者 ③ ①の条件を満たし、かつ清和学園高校、武蔵越生高校在籍者以外の者を受験者として紹介し、その者が入学した場合	① 入学検定料全額免除 入学金より 10 万円免除 ② 普通自動車免許取得奨励金（5 万円程度）贈呈 ③ 作業着 1 着を紹介者と入学者それぞれに贈呈
内部進学者奨学制度 （本校自動車整備科から一級自動車整備科への進学）	本校自動車整備科に在籍し、かつ一級自動車整備科へ進学する者	① 入学検定料全額免除 ② 入学金全額免除
学校法人一川学園在勤者の推薦による奨学	学校法人一川学園に在勤する者の推薦者	① 入学検定料全額免除 ② 入学金半額免除
学校法人一川学園卒業者及び在学生の兄弟、子供への奨学	学校法人一川学園卒業者、及び在学生の兄弟、子供である者	① 入学検定料全額免除 ② 入学金半額免除

< 改定履歴 >

平成 30 年 4 月 1 日制定

【資料 1】

登 校 開 始 許 可 証 明 書

越 生 自 動 車 大 学 校

学科名 学年 組

氏 名

上記の者、下記の病名について感染の恐れのないことを証明し、登校を許可する。

記

病名（□印）

☆学校保健安全第 1 種の感染症

- エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱
 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎
 ジフテリア

重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）

- 鳥インフルエンザ（H 5 N 1） 中東呼吸器症候群

☆学校保健安全法第 2 種の感染症

- インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1）を除く） 百日咳 麻疹
 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核
 骨髄炎菌性髄膜炎

☆学校保健安全法第 3 種の感染症

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス

- 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎

その他の感染症

- ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性紅斑 溶連菌感染症

- 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 皮膚化膿症 伝染性膿痂疹

その他

【 出 停 期 間 】

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

医師氏名

印